

Ⅱ 軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付について

要介護度が軽度の方においては、その状態像から見て使用が想定しにくい一部の福祉用具について、原則として介護保険の対象外となり貸与利用できません。

ただし、厚生労働大臣が定める告示に該当する対象者については、要介護認定における基本調査結果等に基づく判断があった場合や、市が医師の所見やケアマネジメントの判断等を書面等で確認のうえで要否を判断した場合など、一定の要件を満たす際には例外として介護保険による貸与利用が可能となります。

例外給付の対象品目

要支援1、要支援2、要介護1の方は下記の品目について例外給付の対象となります。

- 車いす ※1
- 特殊寝台付属品
- 車いす付属品 ※1
- 床ずれ防止用具
- 特殊寝台
- 体位変換器
- 認知症老人徘徊感知機器
- 移動用リフト（つり具部分は除く） ※1
- 自動排泄処理装置（尿のみを自動吸引する機能のものは除く） ※2

※1 車いす、車いす付属品、段差解消を目的とした移動用リフトについては、ケアマネジャーが必要性を判断したうえで介護保険による利用が可能です。

※2 自動排泄処理装置については、要介護2および要介護3の方も対象です。

提出について

- ① 軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付の確認依頼書
- ② 居宅（介護予防）サービス計画書の写し
- ③ サービス担当者会議録の写し
- ④ 医師の医学的所見（主治医意見書（※全ページ）、診断書等）

貸与開始日の2週間前までに上記書類を提出してください。

ただし、がん末期等の急速な状態悪化により緊急的な利用が必要となった場合や、認定更新申請の結果介護度が軽度者に該当した場合等、やむを得ず事前提出ができなかった場合は申請書に理由を添えて提出してください。

提出には下記要件を満たしていることが必要です。

- ① 医師の医学的な所見に基づき次の i) から iii) までのいずれかに該当する旨が医師の医学的な所見に基づき判断されていること
 - i) 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に利用者等告示第31号のイに該当する者
 - ii) 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに利用者等告示第31号のイに該当することが確実に見込まれる者
 - iii) 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から利用者等告示第31号のイに該当すると判断できる者
- ② サービス担当者会議等を通じた適切なマネジメントにより福祉用具貸与が特に必要である旨が判断されていること

※軽度者に対する福祉用具の貸与の例外給付の確認依頼書等は認定の更新申請、変更申請ごとに改めて手続きが必要です。

医師の医学的所見

医師により福祉用具貸与の必要性が確認できる書面を提出してください。

主治医意見書、診断書で確認できない場合は、担当の介護支援専門員が聴取し記録を取ってください。その際は以下について必ず記載してください。

記載事項

- ・ 医療機関、医師名
- ・ 医師に確認を取った日付、手段（書面、電話、FAX 等）
- ・ 主たる病名、該当する状態像（i、ii、iii のどれか）
- ・ 医師の所見および福祉用具が必要な理由
(例) 「・・・（身体状況）のため、・・・（貸与品目）が必要」

医師の医学的所見に基づいて例外的に給付を判断するため、家族経由での聞き取りなど医師の医学的所見が確認できない場合は承認できません。どうしても直接聴取する等の方法で主治医の意見をもらうことが難しい場合は、必ず経緯を記載してください。

申請から給付までの流れ

1. 利用者の状態が福祉用具貸与を必要とし、要介護度区分が軽度者に該当する
2. 調査票のうち、直近の基本調査結果が「厚生労働大臣が定める者のイ」（利用者等告示第31号）に該当しない
→該当する場合は介護保険での算定可（市への確認は不要）
3. 主治医より本人の状態像および福祉用具貸与の必要性について意見をもらう
(医師の医学的所見)
4. 医師の意見をもとにサービス担当者会議を開催し、福祉用具の利用が自立に効率的であるかを確認する
5. 申請書一式を市役所に提出する
6. 市で福祉用具貸与の必要性を判断する
7. 市から確認書を送付（受付から1週間程度）
8. 確認書に基づき介護保険による貸与開始

医師の医学的所見に基づいて、サービス担当者会議を開催してください。主治医の意見を確認する前に開催したサービス担当者会議では認めることはできません。

軽度者への福祉用具貸与は、申請書を提出することで貸与が認められるものではありません。申請しても貸与の必要性が無いと判断された場合には、介護保険の利用による貸与はできません。必ず利用者へ自己負担の可能性を説明したうえで申請してください。